

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
魚津市	加積地区 (横枕、袋、六郎丸、吉島、相木、上村木)	令和5年3月31日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	180.17 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の耕作面積の合計	97.21 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	42.72 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	22.54 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	20.18 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.09 ha
⑤-1 当該地区の受け手の耕作面積(現状経営面積)	73.30 ha
⑤-2 当該地区の受け手の経営体数	20経営体
⑥-1 当該地区の近い将来の出し手の耕作面積(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	49.42 ha
⑥-2 当該地区の近い将来の出し手の農業者数(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	49人
⑦ ⑤+⑥	122.72 ha
⑧ ⑦/①	68.11%
(備考)	

注1: ③の「○才以上」には、地域の実情に応じて5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

加積地区の耕地面積180.17haのうち、認定農業者等、地域の中心経営体となる農業者の耕作面積は73.30haであり、集積率は40.68%となっている。

【水稲】

勾配も緩やかで、農道も整備されていることから市内でも耕作しやすい地区である。そのため、地区内に拠点を持つ中心経営体は6経営体あり、うち3経営体が認定農業者である。また、他地区から入作している認定農業者は7経営体となっている。当該地区の水稲を耕作する中心経営体は16経営体にのぼり、当面の間、後継者等の不足の課題に直面することはなく、担い手は十分に確保されている。

こうしたことから、引き続き認定農業者等を地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進めるとともに、新たな営農組織の設立等についても検討する。

また、更なる農地利用の最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながらスマート農業の導入について検討する必要がある。

【果樹】

六郎丸、吉島、相木地内では果樹栽培(27.2ha※組合員名簿より)が盛んである。43経営体が果樹園を営んでおり、うち、3経営体が認定農業者等となっている。しかしながら、後継者が未定又はいない経営体もいることから課題となっている。こうしたことから、新たな果樹経営者の受け入れや創出を図る必要がある。

また、今後、果樹経営体が離農する場合、経営体の意向を聞きながら、その果樹園の今後の在り方について関係者で協議する方策を検討する必要がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

(横枕)

横枕地区の耕地面積は27.61ha。うち、57.08%にあたる15.76haを小坂芳夫氏（認農）、金川芳明氏（認農）、荒地博幸氏、小坂義則氏が耕作しているほか、他地区からも株式会社NOROSHI FARM（認農※松倉地区）、宮坂博一氏（認農※上野方地区）、小林晃氏（認農※片貝地区）が入作している。こうしたことから、引き続き地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進めるとともに、他地区と連携した新たな営農組織の設立等について検討する必要がある。

また、農地利用の最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながらスマート農業の導入について検討する必要がある。

(袋)

袋地区の耕地面積は15.14ha。うち、55.75%にあたる8.44haを小坂芳夫氏（認農）、荒地博幸氏、小坂義則氏が耕作しているほか、他地区から株式会社NOROSHI FARM（認農※松倉地区）が入作している。こうしたことから、引き続き地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進めるとともに、他地区と連携した新たな営農組織の設立等について検討する必要がある。

また、農地利用の最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながらスマート農業の導入について検討する必要がある。

(六郎丸)

六郎丸地区の耕地面積は83.46ha。うち、45.23%にあたる37.75haを地域の中心経営体が耕作している。市内で最も多くの認定農業者等が入作している場所である。

【水稲】

水稲については、小坂芳夫氏（認農）、廣田智氏（認農）、金川芳明氏（認農）、有澤三造氏、荒地博幸氏、仲俣幸宏氏が耕作しているほか、他地区から株式会社NOROSHI FARM（認農※松倉地区）、宮坂博一氏（認農※上野方地区）、石崎秀基氏（認農※上野方地区）、北田直喜氏（認農※下野方地区）、石崎宗隆氏（※経田地区）が入作している。こうしたことから、引き続き地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進めるとともに、他地区と連携した新たな営農組織の設立等について検討する必要がある。

また、六郎丸地区は当面の間、担い手は十分であるが、より農地利用の最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながらスマート農業の導入について検討する必要がある。

【果樹】

六郎丸地区は16経営体が果樹園を11.27ha経営しており（※組合員名簿より）、中心となる経営体は、伊東仁志氏（認農）、伊東康彦氏（認農）、嶋津勝則氏（認就）で4.31ha栽培している。

アンケートに答えた経営者のうち、4経営体が「後継者は不明又はいない」と回答していることから、「後継者が未定又はいない」とする果樹園を引き継ぐ新たな経営体の受け入れや創出について、加積りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が連携して取り組むこととする。

また、今後、果樹経営体が離農する場合は、その果樹経営体の意向を聞きながら、加積りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が連携してその後の対応について協議する。

(吉島)

吉島地区の耕地面積は43.81ha。うち、27.80%にあたる12.18haを地域の中心経営体が耕作している。

【水稲】

水稲については、金川芳明氏（認農）、有澤三造氏が耕作しているほか、他地区から川口進氏（認農※松倉地区）、宮坂博一氏（認農※上野方地区）、松本謙介氏（認農※道下地区）、道下東部営農組合（集※道下地区）石崎宗隆氏（※経田地区）が入作している。こうしたことから、引き続き地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進めるとともに、他地区と連携した新たな営農組織の設立等について検討する必要がある。

また、より農地利用の最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながらスマート農業の導入について検討する必要がある。

【果樹】

吉島地区は15経営体が果樹園を10.44ha経営しており（※組合員名簿より）、中心となる経営体は本庄美輝氏で、1.54ha栽培している。

アンケートに答えた経営者のうち、7経営体が「後継者は不明又はいない」と回答していることから、「後継者が未定又はいない」とする果樹園を引き継ぐ新たな経営体の受け入れや創出について、加積りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が連携して取り組むこととする。

また、今後、果樹経営体が離農する場合は、その果樹経営体の意向を聞きながら、加積りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が連携してその後の対応について協議する。

(相木)

相木地区の耕地面積は8.83ha。水稻及び果樹が耕作されている。相木地区を耕作する認定農業者等はいない。

【水稻】

当該区域は、急速に農地の宅地開発が進んでいることから、**農地を農地として利用する間は、耕作又は保全管理に取り組む。**

【果樹】

相木地区は5経営体が果樹園を3.2ha経営している（※組合員名簿より）。しかし、後継者については課題が多く、アンケートに答えた経営者のうち、3経営体が「後継者は不明又はいない」と回答していることから、「後継者が未定又はいない」とする果樹園を引き継ぐ**新たな経営体の受け入れや創出**について、加積りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が**連携して取り組む**こととする。

また、今後、果樹経営体が**離農する場合は**、その果樹経営体の意向を聞きながら、加積りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が**連携してその後の対応について協議する。**

(上村木)

上村木地区の耕地面積は1.32ha。認定農業者等が耕作している農地はなく、また、実際に耕作しているのも一部の農業者である。**大部分が都市計画用途区域**にあり、今後ますます宅地開発等が進むと思われる。耕作していない農地所有者も含め、**農地を農地として利用している間は耕作又は保全管理に努める**こととする。

注1: 中心経営体への農地の集積化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	7.23 ha	主穀作 (水稲ほか)	8.23 ha	横枕、袋、六郎丸
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	11.64 ha	主穀作 (水稲ほか)	12.14 ha	六郎丸、吉島
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	8.65 ha	主穀作 (水稲ほか)	8.85 ha	横枕、六郎丸、吉島
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	3.09 ha	主穀作 (水稲ほか)	4.09 ha	六郎丸、吉島
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	5.74 ha	主穀作 (水稲ほか)	6.74 ha	横枕、袋、六郎丸
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	1.67 ha	主穀作 (水稲ほか)	2.67 ha	六郎丸
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	2.67 ha	主穀作 (水稲ほか)	3.67 ha	六郎丸
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	0.99 ha	主穀作 (水稲ほか)	1.19 ha	吉島
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	4.35 ha	主穀作 (水稲ほか)	4.85 ha	袋、横枕、六郎丸
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	11.87 ha	主穀作 (水稲ほか)	12.07 ha	吉島、六郎丸、横枕
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	2.10 ha	主穀作 (水稲ほか)	2.60 ha	六郎丸
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	4.19 ha	主穀作 (水稲ほか)	4.52 ha	六郎丸
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	0.30 ha	主穀作 (水稲ほか)	0.80 ha	横枕
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	0.45 ha	主穀作 (水稲ほか)	0.78 ha	吉島
集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	0.96 ha	主穀作 (水稲ほか)	1.29 ha	吉島
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稲ほか)	1.55 ha	主穀作 (水稲ほか)	2.05 ha	六郎丸、吉島
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	果樹	1.79 ha	果樹	1.79 ha	六郎丸
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	果樹	0.57 ha	果樹	0.57 ha	六郎丸
認就	中心経営体 【個人名等のため非公開】	果樹	1.95 ha	果樹	1.95 ha	六郎丸
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	果樹	1.54 ha	果樹	1.54 ha	吉島
計	20経営体	-	73.30 ha	-	82.39 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄については、プランの対象地域内における中心経営体の経営面積を記載します。